



梅雨入りの便りが聞かれる頃となり、しっとりとした空気に初夏の訪れを感じる季節となりました。雨に濡れた紫陽花が美しく映える時期でもあり、日々の中にも季節の移ろいを感じられる季節がやってきました。6月は雨の日が続いて、気温や湿度の変化も激しいので体調には十分に注意して生活していきたいですね。

テーマ: 福利厚生費に該当するもの



従業員の方への慰労や生活の充実等のために要する費用として「福利厚生費」が使われる場合がありますが、税務上、一定の要件を満たしていない場合、給与として取扱われる可能性があります。今回はその福利厚生費について、該当するものや、状況や金額等で福利厚生費・給与となるケースをご紹介します。

【福利厚生費とは？(基本の考え方)】

福利厚生費には、「法定福利費」と「法定外福利費」があります。

「法定福利費」は、社会保険料などの会社負担が義務付けられている費用です。

「法定外福利費」は、従業員やその家族のために企業が任意で設ける福利厚生のための費用です。

一般的に「福利厚生費」といえば、次の法定外福利費を指すことが多く、以下のようなものが該当します。

福利厚生費(法定外福利費)の例



- ・社宅の提供
- ・社内レクリエーション(社員旅行など)
- ・食事代の補助、食事の提供
- ・健康診断、人間ドックの費用
- ・通勤費
- ・慶弔見舞金
- ・自社商品、サービスの社員割引
- ・育児、介護サービス費用の補助など



税務上、福利厚生費として認められるためには、次の要件を満たす必要があります。

- ①全従業員が対象であること
- ②現金や換金性の高いものの支給ではないこと
- ③社会通念上妥当な金額であること

※福利厚生費に関する規定を定め、社内に周知しておくとい良いでしょう



では具体的に、どんなケースで福利厚生費になるのか、給与になるのかを確認していきましょう。

(1) 社員旅行の費用

従業員の慰労やレクリエーションを目的として行われる社員旅行については、次の要件を**いずれも満たしていれば**、原則として、その費用は福利厚生費になります。

- ①旅行の期間が4泊5日以内であること。(海外旅行の場合には、外国での滞在日数が4泊5日以内であること)
- ②旅行に参加した人数が全体の人数の50パーセント以上であること。

工場や支店ごとに行う旅行は、それぞれの職場ごとの人数の50パーセント以上が参加することが必要です。(注1)上記いずれの要件も満たしている旅行であっても、自己の都合で旅行に参加しなかった人に金銭を支給する場合には、参加者と不参加者の全員にその不参加者に対して支給する金銭の額に相当する額の給与の支給があったものとされます。つまり、参加費が5万円として、不参加の人に5万円支給したとすると、参加した人も不参加の人も5万円が給与加算となるということです。

(注2)次のようなものについては、ここにいう従業員レクリエーション旅行には該当しないため、その旅行に係る費用は給与、交際費などとして適切に処理する必要があります。

- 1 役員だけで行う旅行
- 2 取引先に対する接待、供応、慰安等のための旅行
- 3 実質的に私的旅行と認められる旅行
- 4 金銭との選択が可能な旅行

(2) 従業員の健康診断費用

全従業員を対象にした健康診断を実施する場合、その費用を会社が病院等へ直接支払う、または従業員が費用を立て替え、後日清算するのであれば、その費用は福利厚生費になります。

ただし、一般的な健康診断を超え、費用が高額になるものは給与として取り扱われます。 【出典:国税庁HP】

ここで人間ドックの費用負担について国税庁の質疑応答事例を確認してみましょう。

【質問】

A社では、社内規程を設け、役員及び使用人の健康管理の目的で、全員について春秋2回定期的に健康診断を実施しているほか、年齢35歳以上の希望者の全てについて2日間の人間ドックによる検診を実施しています。この検診は、会社と契約した特定の専門医療機関においてベッド数が確保できる範囲内で順次実施し、その検診料を会社で負担することとしていますが、この人間ドックによる検診を受けた人に対して、会社が負担した検診料相当額を給与等として課税すべきですか。

【回答】

給与等として課税する必要はありません。

役員や特定の地位にある人だけを対象としてその費用を負担するような場合には課税の問題が生じますが、役員又は使用人の健康管理の必要から、雇用主に対し、一般的に実施されている人間ドック程度の健康診断の実施が義務付けられていることなどから、一定年齢以上の希望者は全て検診を受けることができ、かつ、検診を受けた者の全てを対象としてその費用を負担する場合には、給与等として課税する必要はありません。

このように要件をみれば福利厚生費に該当するものもあります。しかし、役員が関連するものについては、**役員給与とされることもあるため**、事前の検討が大切になります。疑問に思われたり、ご不明な点等がございましたら、三宅税理士法人にお問い合わせ頂ければと思います。

危ない

PDFを開いただけでパソコンが乗っ取られる！

R8.5月時点でAdobe Acrobat / Adobe Acrobat Reader に、細工されたPDFファイルを開いただけでPCを遠隔操作される恐れがある、深刻な脆弱性が発見されたとのことです。

セキュリティには気をつけているから大丈夫...というのは、危険かもしれません。

取引先から届いた請求書のPDFなどの書類に見せかけた偽のPDFが攻撃の踏み台として悪用されるケースが報告されています。送信者の方が信用できても、ファイル自体が改ざんされている可能性があるそうです。そのファイルを開いてしまうと、パソコンをリモート操作される・保存してあるIDやパスワードなどの情報の窃取などをされてしまうそうです。

対策としてはAdobe Acrobat / Adobe Acrobat Readerのバージョンアップが必要とのことです。今一度お使いのパソコンのアプリ状況のご確認をお願い致します。

怪しいメールに添付してあるURLやPDFを安易に開かないようご注意ください。頂ければと思います。



判断に迷う場合は、専門家へ相談しましょう！

<Vision>

毎月開催中の**経営計画書作成セミナー:「Vision」**

今月の開催日は**6月11日(木)**です。経営者の方が日ごろ考えていらっしゃることを、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加されたことのない方、経営計画をつくってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
6月11日(木)	4・5・6・7月決算法人様	6月5日(金)
7月9日(木)	5・6・7・8月決算法人様	7月3日(金)
8月20日(木)	6・7・8・9月決算法人様	8月7日(金)



当社は赤い羽根共同募金 寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています

<6月スケジュール>

10	水	*5月分源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限
11	木	*経営計画書作成セミナー:「Vision」
30	火	*4月決算法人の確定申告及び納付期限
		*10月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の1・7月決算法人) *消費税等毎月納付(4月分)